

郵便投票対象となる方の状態と障がいの程度

状態	障がいの程度
両下肢・体幹・移動機能の障がい	身体障害者手帳で1級又は2級 戦傷病者手帳では、特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい、 免疫・肝臓の障がい	身体障害者手帳で1級又は3級、戦傷病者手帳では、特別項症から第3項症まで、 免疫・肝臓の障がいは1級から3級まで
要介護	介護保険の被保険者証における要介護状態区分が要介護5